

## 戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）における第三者委員会の設置について

令和 5 年 3 月 16 日  
ガバニングボード決定

### 1. 趣旨

戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）における利益相反マネジメント規則（以下、「利益相反マネジメント規則」という。）に基づき、利益相反による疑念が持たれかねないと判断される場合に、PD（利益相反マネジメント規則第 7 条による準用を受ける者も含む）からの申告があった事案について意見を求めるため、ガバニングボードの下に第三者委員会を設置する。

### 2. 検討方法

- （1）委員会では、内閣府の求めに応じて、利益相反による疑念が持たれかねないと判断される場合に、PD からの申告があった事案についての意見を検討する。
- （2）意見の検討に当たって、契約までの経緯等の事実について、研究推進法人及び研究責任者・調査分析機関からの説明及び／又は関係書類の提出等を求める。
- （3）利益相反による疑念が持たれかねないものと認めた場合に、改善のための措置を内閣府に提案する。

### 3. 委員

- （1）委員は、別紙のとおり、研究開発プロジェクトにおける利益相反に係る有識者から若干名で構成する。
- （2）委員長は、委員の互選により選任し、会務を統括する。

### 4. 開催

委員会は、必要に応じて内閣府が招集する。また委員会は、委員長が必要と認める場合は書面（電子メールを含む。）により開催することができるものとする。

### 5. その他

- （1）会議は非公開とする。

戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）における第三者委員会

委員一覧

江戸川 泰路      EDiX Professional Group 江戸川公認会計士事務所 代表パートナー

鈴木 一夫      藤光・鈴木法律事務所 弁護士

西尾 好司      文教大学情報学部情報社会学科 准教授

（五十音順、敬称略）